消費生活だより

くらしの危険 ネット通販 あらかじめ入っている チェックに注意！

Q ネットで約千円のサプリを注文しました。届くのは1箱だと思っていたところ、6箱届き2万円を請求されました。これは間違いだと思い、事業者に電話をすると「3か月コースの注文を受けている」と言われました。サイトを改めて確認したところ「3か月コース」にあらかじめチェックが入っていました。納得がいかないので返品したいです。

A ●ネット通販では、消費者が気付きにくいかたちで、追加料金がかかる選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。このような手法があることを知り、必ず注文設定前に確認しましょう。

●ネット通販を利用する際は、最終確認画面などで必ず商品、サービス内容、支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。

●特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、申し込みを取り消せる可能性があります。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

●困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

7月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	7/2（水） 16（水）	☎22-1152
	二次元コードからも予約できます	
関ケ原町	7/9（水） 23（水）	☎43-0070
養老町	7/7（月） 22（火）	☎32-1108
神戸町	7/14（月） 28（月）	☎27-3111
輪之内町	7/3（木） 17（木）	☎68-0185
安八町	7/10（木） 24（木）	☎64-3111

問 企画調整課　生活安全係　☎22-1152

あったかい言葉がけ運動

たくさんのご応募ありがとうございます。ご応募の中から一部を紹介します。（原文のまま掲載）

垂井小学校3年生の皆様と町歩きをさせていただきました。町の皆様には、いつも車での通行に配慮していただき、ありがとうございます。

とある場所で、児童さんが地面に絵を描いて「これは鳥居のそばにあったものですが、何を表しているのでしょうか？」と聞かれましたが「ハテ、ナンダコレ？」と、その場ではお答えできませんでしたので「帰りに調べてくるね。」と約束をいたしました。「あの絵は、『石灯籠』の台座かもしれない。」と思い、学校に連絡させていただきました。その後、クラスの皆様から感想文をいただき、とてもうれしく、お一人お一人の作文を読ませていただき、次にめぐろうとしたとき、なんと『南宮山の一の鳥居』と『石灯籠』を二つ描いた絵を見つけました。きれいに描いたスケッチを見た瞬間、嬉しさがこみ上げ、その気遣いがうれしくて、うれしくて！

今は、石灯籠の言葉を使わないのなら、この次からはセットでお話をしようと決めました。ネット時代ですが、人に聞くことの大切さを共有できたことが、何よりも嬉しく、よい勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

【垂井小地域講師】

お腹が痛いなと思っていたら、気づいた〇〇さんが心配して「大丈夫？保健室行く？」と言ってくれました。とてもうれしかったです。

【東小2年】

今朝の散歩中、横断歩道の前で止まっていると、手前で車が止まってくれました。会釈をしながら渡り終えましたが、思わず心の中で「ありがとうございました。」と、つぶやきました。声をかけられたわけでもなく、交通ルールに従われただけですが、あったかい気分になりました。

【表佐地区住民】

役場に『学校だより』を届けました。企画調整課の方が、にこやかに出迎えてくださり、「重かったでしょう。大変でしたね。いつも、ありがとうございます。」と声をかけてくださり、丁寧に受け取ってもらえて、うれしい気持ちになりました。私の思いに寄り添ってくださり、そっと声をかけていただいた言葉に、心がほっこりとして、これからもいろいろな仕事を頑張ろうと思いました。私も相手に寄り添い声かけをして、素敵なコミュニケーションのできる毎日を過ごしたいと感じました。

【不破中教職員】

問 青少年健全育成町民会議・生涯学習課　☎22-1154